

令和 7 ～ 9 年度 都市計画総務費事業（債務負担行為）

御前崎市リノベーションまちづくり計画策定業務委託

回 答 書

ご質問のありました件につきましては、下記のとおり回答いたします。

質問事項	内 容	回 答
実施要領 P2 「3 参加資格及び企画提案書を提出するために必要な要件」（3）業務実績に関して	「参加資格及び企画提案書を提出するために必要な要件」の業務実績に関して、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、道路整備計画、地域公共交通計画、観光基本計画のいずれか 1 業務の業務実績を有していれば、本プロポーザルへの参加資格を有すると考えてよいでしょうか。	そのとおりです。
実施要領 P2 「3 参加資格及び企画提案書を提出するために必要な要件」（3）業務実績に関して	「参加資格及び企画提案書を提出するために必要な要件」の業務実績に関して、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、道路整備計画、地域公共交通計画、観光基本計画の業務実績を有しない場合でも、都市計画、道路、公共交通、観光等に係る業務実績があれば、「それに準ずる業務実績」があるものとして、本プロポーザルへの参加資格を有すると考えてよいでしょうか。	参加資格はありますが、別表 3 審査基準表（評価項目・基準）※ 2 に記載してあるとおりです。 本業務委託の内容を勘案し、各計画が同種業務に類似している業務であれば構いません。
実施要領 P2 「3 参加資格及び企画提案書を提出するために必要な要件」 実施要領 P8 別表 1「企画提案書（様式 2 ～ 5 号）の作成及び記載上の留意事項」 業務実績について	企画提案書に記載する業務実績として「過去 10 年分」とありますが、過去に同種実績があるものの、過去 10 年以内でない場合も本プロポーザルの参加資格を有すると考えてよいでしょうか。	参加資格はあります。
実施要領 3 ページ：「5 提出意思確認書の提出及び 6 企画提案書及び添付書類」	実施要領様式第 2 号（事業者業務実績表）、実施要領様式第 3 号（業務実施体制）について、6 月 6 日提出の「提出意思確認書」及び 6 月 16 日提出の「企画提案書及び添付書類」の両方で提出するという認識で間違いないでしょうか。	そのとおりです。
実施要領 9 ページ：別表 2 提案書のページ数に関して	提案書のページ数に制約はありますでしょうか。	説明時間内で対応できる範囲であれば、ページ数の制約はありません。
実施要領 9 ページ：別表 2 提案書の規格に関して	「記載する本文中に、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること」との記述があります。これは、様式第 2 号～様式第 5 号を除く企画提案書及びプレゼンテーション資料について、会社名及び技術者名の記載は不可であるという解釈で間違いないでしょうか。	指名型プロポーザル方式を採用しているため、そのような配慮を取る必要はありません。

実施要領 10 ページ：別表 3 予定技術者の経験及び能力の配点に関して	技術者の評価点数は、「担当技術者全員の平均点」、「担当技術者全員の中で最も得点の高い者の点数」、「担当技術者の中の 1 名以上でも同種業務の実績があれば、担当技術者の実績ありとみなす」のいずれでしょうか。	「8 質問の受付及び回答」に記載されているとおり、評価及び審査に関する質問は受け付けられません。
様式第 4 号 記載内容に関して	3 行目、「業務名：」の欄には、今回の業務名を記載するという認識で間違いないでしょうか。	別表 1 企画提案書の作成及び記載上の留意事項を参考にしてください。 今回の業務名ではありません。
全体 業務実績に関して	同種業務の中に「道路整備計画」がありますが、「都市計画道路見直し方針策定」は同種業務とみなすことはできますでしょうか。	別表 3 審査基準表（評価項目・基準）※ 2 に記載しているとおりです。 本業務委託の内容を勘案し、各計画が同種業務とみなすことが出来れば構いません。
仕様書 打合せに関して	令和 8 年度及び令和 9 年度の実施内容として、計画ごとに打合せ回数を定めていますが、全てが同日実施でも問題ないでしょうか。	仕様書の打合せに記載してあるとおりです。
その他 プロポーザル方式契約候補者選定委員会に関して	「プロポーザル方式契約候補者選定委員会」は、市職員のみで構成されと考えてよいでしょうか。	そのとおりです。
実施要領 p8 別表 1 企画提案書（様式 2～5）の作成及び記載上の留意事項 企業の業務実績・能力等（様式第 2 号）について	・同種業務として記載する業務は、 <u>1 事業につき 1 行とする</u> 。とあります。様式第 2 号には 10 行の記入欄がありますので、記載できる業務実績は 10 件（10 行）までという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
実施要領 p9 別表 2 企画提案書の作成及び記載上の留意事項 提案書の企画について	・ページ数（枚数）に関する記載はありませんが、特に枚数の制限は無いという理解でよろしいでしょうか。	説明時間内で対応できる範囲であれば、ページ数の制約はありません。
実施要領 p10-11 別表 3 審査基準（評価項目・基準）1 予定技術者の経験及び能力について	・表中に、「御前崎市における業務経験」と「御前崎市における現状把握」があり、それぞれ類似業務が示されていますが、例えば「現況把握」を含む「計画策定業務」を経験している場合、いずれの項目にも当てはまる（2 回評価される）という理解でよろしいでしょうか。	審査に関する質問は受け付けられません。 別表 3 審査基準表のとおりです。
実施要領 p10-11 別表 3 審査基準（評価項目・基準）1 予定技術者の経験及び能力について	・表中に、「御前崎市における業務経験」と「御前崎市における現状把握」があり、前者は【同種業務】、後者は【同種又は類似業務】を対象とするという認識でよかったでしょうか。また、【類似業務】の定義はありますか。	審査に関する質問は受け付けられません。 別表 3 審査基準表のとおりです。
実施要領 p10-11 別表 3 審査基準（評価項目・基準）1 予定技術者の経験及び能力について	・表の右側に配点か記されていますが、「管理」と「担当」に分かれています。「管理」とは配置予定の管理技術者を指し、「担当」とは、配置予定の担当技術者を指すという理解でよろしいでしょうか。	審査に関する質問は受け付けられません。 別表 3 審査基準表のとおりです。
実施要領 p10-11 別表 3 審査基準（評価項目・基準）1 予定技術者の経験及び能力について	・表の右側に配点が記されていますが、複数の「担当（担当技術者）」を記載する場合は、最も経験・実績の多い技術者 1 名の評価を行うという理解でよろしいでしょうか。あるいは、すべての担当者を評価し合計（平均）するのででしょうか。	審査に関する質問は受け付けられません。 別表 3 審査基準表のとおりです。

仕様書 p7Ⅲ 道路整備計画 4. 将来ネットワークと整備目標 （1）将来ネットワーク	・ 現行の道路整備計画では、トリップ長、走行速度、混雑度、走行台キロ、所要時間等で評価を行っていると思われますが、本業務では将来交通量のネットワーク配分を前提としていますか。	前提としていますが、その他有効と思われるデータ等活用できるものがあれば、提案してください。
	・ 上記を踏まえ、現行の道路整備計画で実施したネットワーク配分データを活用することはできますか。	現行の道路整備計画で使用したデータは参考とし、最新の情報を活用願います。